

# 「働きやすい職場環境づくりアドバイザー」が 皆様の事業所にお伺いします

- 職場環境の改善
- 働き方改革関連法への対応

などについて、相談に応じます。

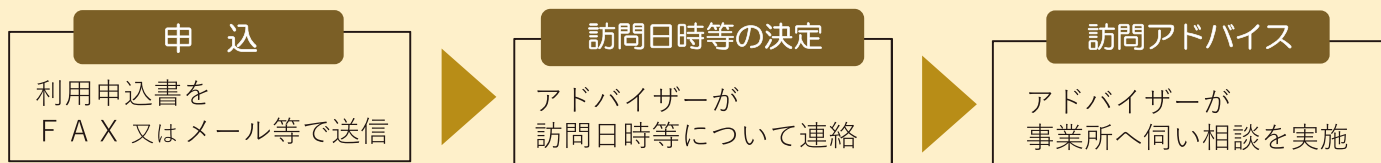


**利用無料**  
**6/1から**  
**訪問開始!**

## 例えばこんな相談ができます

- 年次有給休暇の付与義務
- 時間外労働の上限規制、36協定
- 高齢者や女性、障害者の雇用定着
- 外国人労働者の受け入れ
- 休暇制度の整備、取得促進
- 就業規則の作成、見直し など

アドバイザー訪問までの流れ



**対象**

金沢市内に事業所を有する 従業員数300人以下の事業者

**費用**

無料（1回1時間程度／3回まで）

**期間**

令和元年 6月～令和2年 3月

**訪問アドバイザー**

社会保険労務士（石川県社会保険労務士会へ委託）

利用申込書(裏面)に必要事項を記入し、訪問希望日の遅くとも1週間前までに  
金沢市労働政策課までFAX、メール又は郵送してください（5/20から受付開始）

**申込・問い合わせ先**

金沢市労働政策課

〒920-8577 金沢市広坂1-1-1

電話：(076)220-2199 FAX：(076)260-7191

メール：roudou@city.kanazawa.lg.jp

利用申込書は **金沢市はたらくサイト** にも掲載しています



金沢市労働政策課宛

(受託事業者 石川県社会保険労務士会宛)

「金沢市働きやすい職場環境づくりアドバイザー」利用申込書

(金沢市働きやすい職場環境づくりアドバイザー派遣事業)

申込日 年 月 日

申込者	企業名		業種	
	所在地			
	従業員数			
	ふりがな 申込担当者 氏名		部署・役職	
	電話番号		ファックス	
	メールアドレス			
希望日	第1希望日	月 日	時 分	
	第2希望日	月 日	時 分	
	第3希望日	月 日	時 分	
訪問場所	名称	例)〇〇営業所	電話番号	
	所在地			
	駐車場の有無	有 ・ 無		
本事業の 利用回数	( )回目 ※前回の利用日 年 月 日			

※希望日の遅くとも1週間前までに、お申し込みください

※1回あたり、概ね1時間とします

※訪問日程等の連絡は、受託事業者の石川県社会保険労務士会から行います

アドバイスを希望する内容(該当する箇所にチェックを入れてください:複数可)

1. 働き方改革関連法への対応 <input type="checkbox"/> 年次有給休暇の5日付与義務 <input type="checkbox"/> 時間外労働の上限規制・36協定 <input type="checkbox"/> 同一労働同一賃金 <input type="checkbox"/> その他( )	
2. 多様な人材の確保・人手不足対応 <input type="checkbox"/> 高齢者の雇用定着(定年年齢引上げ等) <input type="checkbox"/> 女性の雇用定着・活躍(管理職への登用) <input type="checkbox"/> 外国人労働者の受入れ <input type="checkbox"/> 障害者の雇用定着 <input type="checkbox"/> 制約のある人材の活用(育児・介護・病気等) <input type="checkbox"/> その他( )	
3. 業務効率化やワーク・ライフ・バランスの確立 <input type="checkbox"/> 労働時間管理(変形労働時間制の導入・フレックスタイム制の導入) <input type="checkbox"/> 各種休暇制度の整備・取得促進 <input type="checkbox"/> テレワークの導入 <input type="checkbox"/> その他( )	
4. その他 <input type="checkbox"/> 社員教育 <input type="checkbox"/> 人事制度全般 <input type="checkbox"/> 就業規則 <input type="checkbox"/> その他( )	
その他記入欄(自由記入欄)	※具体的内容、現状、課題、目標等 自由にご記入ください

(送付先)金沢市労働政策課

FAX 076-260-7191

事務処理欄 受付番号

Eメール roudou@city.kanazawa.lg.jp